

## 延納期間と利子税率

### ～銀行借入金とどちらが得か～

(イ) 延納の要件

- (a) 相続税額が10万円を超えていること
- (b) 担保を提供すること（延納税額が50万円未満で、延納期間が3年以下のものについては担保は必要ない）
- (c) 金銭納付を困難とする事由があること
- (d) 申告期限までに延納申請書を提出すること

(ロ) 延納期間と利子税率

分 類	延 納 期 間	利 子 税 率	
		原 則	公定歩合特例
(1) 不動産等の価額が75%以上の場合 ① 不動産等の価額に対応する税額（次の②を除く） ② その他の財産の価額に対応する税額	20年 10年	年3.6% 年5.4%	年2.2% 年3.3%
(2) 不動産等の価額が50%以上75%未満の場合 ① 不動産等の価額に対応する税額（次の②を除く） ② その他の財産の価額に対応する税額	15年 10年	年3.6% 年5.4%	年2.2% 年3.3%
(3) 不動産等の価額が50%未満の場合	5年	年6.0%	年3.6%

(注) 公定歩合特例とは利子税の割合の特例措置を適用した後の利子税率(平成12年11月30日現在の公定歩合年0.5%の場合)を示しています。

(参考)

公 定 歩 合		(原則)	0.25%	0.5%	1.0%	1.5%	2.0%	2.5%	3.0%	3.3%以上
不動産等の割合が75%以上	不動産等に対する税額	3.6%	2.0%	2.2%	2.4%	2.7%	2.9%	3.2%	3.4%	3.6%
	その他の財産に対応する税額	5.4%	3.1%	3.3%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.1%	5.4%
不動産等の割合が50%以上	不動産等に対する税額	3.6%	2.0%	2.2%	2.4%	2.7%	2.9%	3.2%	3.4%	3.6%
	その他の財産に対応する税額	5.4%	3.1%	3.3%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.1%	5.4%
不動産等の割合が50%未満	その他の財産に対応する税額	6.0%	3.4%	3.6%	4.1%	4.5%	4.9%	5.3%	5.7%	6.0%